令和８年色麻町議会定例会１月第２回会議会議録（第２号）

令和８年１月２６日（月曜日）午前１０時００分開会

出席議員　１３名

１番	工　藤　昭　憲　君	２番	髙　森　すみえ　君
３番	佐　藤　　忍　君	４番	小　松　栄　喜　君
５番	相　原　和　洋　君	６番	河　野　　諭　君
７番	西　村　義　隆　君	８番	小　川　一　男　君
９番	今　野　公　勇　君	１０番	天　野　秀　実　君
１１番	山　田　康　雄　君	１２番	白　井　幸　吉　君
１３番	中　山　　哲　君		

欠席議員　なし

欠　　員　なし

会議録署名議員

４番	小　松　栄　喜　君	５番	相　原　和　洋　君

地方自治法第 121 条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早　坂　利　悦　君
副町長	鶴　谷　　康　君
総務課長	遠　藤　　洋　君
企画財政課長	今　野　　稔　君
町民生活課長	渡　邊　勝　男　君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今　野　　健　君
農林課長	浅　野　　裕　君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅　原　伸一郎　君
建設水道課長	高　橋　秀　悦　君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	髙　橋　康　起　君
子育て支援課長	鎌　田　一　博　君
教育長	千　葉　律　之　君

教育総務課長兼学校給食センター所長	大河原　基　典　君
生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	竹　荒　　弘　君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局次長	井　上　勝　美　君
書　　記	大　泉　信　也　君

議事日程　第２号

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	承認第 17 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町印鑑登録及び証明に関する条例及び色麻町手数料条例の一部改正)
日程第３	承認第 18 号	専決処分の承認を求めることについて(宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更)
日程第４	承認第 19 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(色麻町生活共同利用センター等))
日程第５	承認第 20 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(町営墓地))
日程第６	承認第 21 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(色麻町デイサービスセンター))
日程第７	承認第 22 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(色麻町畜産複合地域環境保全施設))
日程第８	承認第 23 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町道路線の変更)
日程第９	承認第 24 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町道路線の認定)
日程第 10	承認第 25 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町一般会計補正予算(第７号))
日程第 11	承認第 26 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第４号))

日程第 12	承認第 27 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号))
日程第 13	承認第 28 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第３号))
日程第 14	承認第 29 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算(第２号))
日程第 15	承認第 30 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算(第３号))
日程第 16	承認第 31 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町水道事業会計補正予算(第４号))
日程第 17	報告第１号	専決処分の報告について(令和７年度色麻町一般会計補正予算(第８号))
日程第 18	議案第 22 号	令和７年度色麻町一般会計補正予算(第９号)
日程第 19	議発第２号	全国一律最低賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）

本日の会議に付した事件

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	承認第 17 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町印鑑登録及び証明に関する条例及び色麻町手数料条例の一部改正)
日程第３	承認第 18 号	専決処分の承認を求めることについて(宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更)
日程第４	承認第 19 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(色麻町生活共同利用センター等))
日程第５	承認第 20 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(町営墓地))
日程第６	承認第 21 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(色麻町デイサービスセンター))
日程第７	承認第 22 号	専決処分の承認を求めることについて(公の施設の指定管理者の指定(色麻町畜産複合地域環境保全施設))
日程第８	承認第 23 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町

		道路線の変更)
日程第９	承認第 24 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町道路線の認定)
日程第 10	承認第 25 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町一般会計補正予算(第７号))
日程第 11	承認第 26 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第４号))
日程第 12	承認第 27 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号))
日程第 13	承認第 28 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第３号))
日程第 14	承認第 29 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算(第２号))
日程第 15	承認第 30 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算(第３号))
日程第 16	承認第 31 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町水道事業会計補正予算(第４号))
日程第 17	報告第１号	専決処分の報告について(令和７年度色麻町一般会計補正予算(第８号))
日程第 18	議案第 22 号	令和７年度色麻町一般会計補正予算(第９号)
日程第 19	議発第２号	全国一律最低賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）

午前１０時００分　開会

○議長（中山　哲君）　御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第１項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、１月23日、町長提出の会議事件が２か件が追加提案されましたので、議員各位

のお手元に配付しております。追加された会議事件は、報告第１号専決処分の報告について（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第８号））、議案第22号令和７年度色麻町一般会計補正予算（第９号）の２か件であります。

また、同じく23日、議員提出の会議事件１か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加された会議事件は、議発第２号全国一律最低賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（中山　哲君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、４番小松栄喜議員、５番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

日程第２　承認第１７号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町印鑑登録及び証明に関する条例及び色麻町手数料条例の一部改正）

○議長（中山　哲君）　日程第２、承認第17号専決処分の承認を求めることについて（色麻町印鑑登録及び証明に関する条例及び色麻町手数料条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤　洋君）　承認第17号専決処分の承認を求めることについて（色麻町印鑑登録及び証明に関する条例及び色麻町手数料条例の一部改正）の内容につきまして御説明いたします。

今回の専決処分は、令和８年１月会議に提出しましたが、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日に専決処分をしたもので、同条第３項の規定により報告をし承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、多機能端末機があるコンビニエンスストア等で個人番号カードを利用しての証明書の交付、いわゆるコンビニ交付を行うための改正となります。

本町では、今年度にコンビニ交付を行うべく準備を進め、来月２月２日からコンビニ交付を開始いたします。取得できる証明書は、住民票の写し、印鑑証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書となり、これら以外の証明書につきましては、従来どおりの役場窓口での交付になります。コンビニ交付の利用時間は、平日・休日問わず午前６時30分から午後11時までとなります。

多機能端末機、通称キオスク端末と呼ばれ、コンビニによってはマルチコピー機とも

呼ばれております。この端末機が設置されているコンビニで取得することができ、全国で利用できる店舗は約５万6,000店舗となっております。

これまで役場窓口でしか取得できなかった住民票の写し等が全国のコンビニ等で取得することが可能となり、町民の利便性が向上するものと考えております。

また、役場窓口での証明書発行業務が減少することにより、業務の負担軽減につながることから、今後の窓口業務の見直しも検討していきたいと考えております。

それでは、条例の改正内容につきましては、町民生活課長から説明をいたします。

○議長（中山　哲君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　それでは最初に、色麻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして、新旧対照表で説明いたします。

審議資料25ページを御覧ください。

第13条では、印鑑登録証明の交付について規定しており、第１項では、被登録者またはその代理人は、印鑑登録証を提示して町長に申請すること、第２項では、町は印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し交付することを規定しております。

コンビニエンスストアなどでの交付につきましては、個人番号カードを利用して、民間事業者が設置した多機能端末機に利用者自らが必要な操作を行い、暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請しその交付を受けることができることを第３項に追加いたしました。

次に、色麻町手数料条例の一部改正につきまして、改正内容を御説明いたします。

審議資料26ページを御覧ください。

まず、第６条、見出しの文言の整理といたしまして、「減免」を「免除」に改めるものであります。

第６条第１項の条文では、手数料を免除すると規定しております。見出しも条文に合わせまして、「免除」にするものであります。

次に、第６条では、手数料の免除について規定しておりますが、コンビニエンスストアなどでの交付は手数料の免除ができなくなることから、民間事業者が設置した多機能端末機による交付の場合については手数料を徴収するという規定を第２項に追加いたしました。

次に、別表ですが、番号９、住民票の写しの交付につきましては、コンビニエンスストアなどでの交付については、世帯全員の場合、４名分までが１枚の用紙に印刷されますが、世帯人数により２枚、３枚となることも想定されるため、世帯全員の住民票をもって１枚とする規定をただし書に追加いたしました。

議案書88ページに戻っていただき、附則といたしまして、条例の施行期日でございますが、本町では令和８年２月２日よりコンビニエンスストアなどでの交付が開始されることから、両条例とも同日の令和８年２月２日から施行するものであります。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。５番相原和洋議員。
○５番（相原和洋君）　１点だけ御質問させてください。

今回の改正における条例、減免から免除という形になって、これを町民のほうに今後どのようにお示しをしていくのか。使い方、使える場所等々を含め、どのようにするのか。２月２日から交付するということでございますので、時間的にもそんなにないんではないかなと思うんですけど、どのように進めていくのかを、まず、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　総務課長。
○総務課長（遠藤　洋君）　お答えいたします。

コンビニ交付の周知方法ということでございますけども、現在２月の広報紙に掲載して皆様方に御周知したいと考えております。

併せて、ホームページでも掲載して周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。
○５番（相原和洋君）　今、総務課長から広報紙、２月号の広報紙ということなんで、１日もしくは15いずれかなのかなと思います。なるべく早めに通知をして、利便性のあるものにしていただくことに周知をしていくのかなと思うんですけども。

ちなみに今、マイナンバーを利用してできるということでございます。マイナンバーをお持ちでない方も一部あると思いますし、そういう方についてもやっぱりしっかりと通知をしながら、マイナンバーの交付の向上率を図るように努めるんではないかなと思うんですが、その点も含めどうなのか、これと併せどのようにしていくのか、もし考えがあればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　町民生活課長。
○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、やはり周知、マイナンバーを取ってくださいよという周知を行っていかなければいけないのかなと思っておりますけれども、本町ですと84％ほどのマイナンバー保有率になっておりますので、今後少しずつでもいいので、周知していければいいのかなと思っております。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。
○５番（相原和洋君）　分かりました。

ちなみに最後に、先ほどこれを利用することによって効率化を図るという説明もありましたので、窓口体制が今後どのように効率化を図るように、人員の配置等を含め考えていらっしゃるのか。もし考えがあれば、３回目でございますので、当然考えていらっしゃった上での提案だと思いますので、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　総務課長。

○総務課長（遠藤　洋君）　お答えいたします。

提案理由でも御説明いたしましたけども、窓口の対応について、見直しの検討を考えていくということでございますが、当然ながらコンビニで証明書を交付する方が増えていくということになればは、窓口の時間の短縮、あるいは今行っている夜間窓口を見直すというのも検討していかなくないかなというふうには考えております。

現時点ではそのように考えています。

以上でございます。

○議長（中山　哲君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第３　承認第１８号　専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更）

○議長（中山　哲君）　日程第３、承認第18号専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤　洋君）　承認第18号専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更）の内容につきまして御説明いたします。

一部事務組合等の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第１項において、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定され、290条第１項では、286条の協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。

このことから、令和７年12月会議、令和８年１月会議に提出しましたが、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし承認を求めるものであります。

それでは、変更内容について御説明いたします。

宮城県市町村職員退職手当組合は昭和38年に設立以降、組合規約第８条及び第10条第１項の規定に基づき、組合長、副組合長、議員の報酬を支給しておりませんでしたが、近年の公務員制度の改正により役員及び議員の業務量が年々増加していること、そして、地方自治法において議員の報酬、非常勤の特別職の報酬の支給が規定されていることを鑑み、組合長、副組合長、議員に報酬を支給するため、規約を変更するものです。

審議資料28ページを御覧ください。

第８条は、組合の議員には議員報酬を支給しない旨を定めておりますが、これを削除とするものであります。

第10条第５項は、組合長及び副組合長には給料を支給しない旨を定めておりますが、この第５項を削り、第６項を第５項として改めるものです。

次に、議案書90ページの附則についてですが、この規約は令和８年４月１日から施行するものです。

以上、専決処分の内容の説明といたします。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第４　承認第１９号　専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定(色麻町生活共同利用センター等)）

日程第５　承認第２０号　専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（町営墓地））

日程第６　承認第２１号　専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町デイサービスセンター））

日程第７　承認第２２号　専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町畜産複合地域環境保全施設））

○議長（中山　哲君）　日程第４、承認第19号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町生活共同利用センター等））、日程第５、承認第20号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（町営墓地））、日程第６、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町デイサービスセンター））、日程第７、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町畜産複合地域環境保全施設））、以上の４か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、日程第４、承認第19号、日程第５、承認第20号、日程第６、承認第21号、日程第７、承認第22号については一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行うことに決しました。

○議長（中山　哲君）　日程第４、承認第19号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町生活共同利用センター等））、日程第５、承認第20号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（町営墓地））、日程第６、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町デイサービスセンター））、日程第７、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町畜産複合地域環境保全施設））、以上４か件は一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　承認第19号から承認第22号までの専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定）について、専決処分の内容を御説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和８年色麻町議会定例会１月会議に提出した、公の施設の指定管理者の指定について、議会において議決すべき事件が議決されなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、別紙のとおり専決処分を行ったもので、同条第３項の規定によりこれ報告をし承認を求めるものでございます。

今回御報告申し上げます公の施設につきましては、令和８年３月31日をもって、それぞれ５年または10年の指定管理期間が満了となる施設でございます。

議案書91、92ページを御覧ください。

まず初めに、承認第19号は色麻町生活共同利用センター等設置条例で定める各地区集

会施設についてでございますが、指定管理者となる団体は、それぞれの集会施設がある各地区に指定管理をお願いするもので、期間はいずれも令和８年４月１日から令和18年３月31日までの10年間で、指定管理料はございません。

議案書94、95ページを御覧ください。

承認第20号は町営墓地についてでございますが、指定管理者となる団体は、東原共同墓地につきましては東原共同墓地管理組合、花川共同墓地につきましては花川共同墓地管理組合、志津新田共同墓地につきましては志津新田共同墓地管理組合で、指定の期間は、いずれの墓地も令和８年４月１日から令和18年３月31日までの10年間で、指定管理料はございません。

議案書96、97ページを御覧ください。

承認第21号は色麻町デイサービスセンターでございますが、指定管理者となる団体は、色麻町四竈字杉成27番地２、社会福祉法人色麻町社会福祉協議会で、指定の期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間で、指定管理料はございません。

議案書98、99ページを御覧ください。

承認第22号ですが、色麻町畜産複合地域環境保全施設でございますが、指定管理者となる団体は、色麻町黒沢字切付７番地１、加美コンポスト利用組合で、指定の期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間で、指定管理料はございません。

今回、指定管理のうち、色麻町デイサービスセンターを除く施設につきましては、現在指定管理をしている団体等から引き続き指定管理を受けたい旨の申請がなされました。

よって、色麻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条第１号ウの規定により、現に当該公の施設の管理を行っている者が引き続き管理を行うことにより、安定したサービスの提供と効率的な事業の実施に資すると判断されるという理由によって、公募によらず、現在指定管理を行っている団体に引き続きお願いをするものでございます。

また、色麻町デイサービスセンターにつきましては、町内でも民間事業所がデイサービス事業を実施していることから、色麻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条による公募を実施いたしました。

その結果、応募した事業所は、現在指定管理を行っている色麻町社会福祉協議会の１事業所だけでありました。応募した内容につきましては、副町長を委員長とする色麻町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査をし、引き続き色麻町社会福祉協議会に管理をお願いすることが適当であると判断したところでございます。

以上、承認第19号から承認第22号まで、公の施設の指定管理者の指定について、専決処分内容の概要を申し上げました。

よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の御説明とさせていただきます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより承認第19号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町生活共同利用センター等））の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　続いて、承認第20号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（町営墓地））の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　続いて、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町デイサービスセンター））の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　続いて、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町畜産複合地域環境保全施設））の質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第８　承認第２３号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の変更）
日程第９　承認第２４号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の認定）

○議長（中山　哲君）　日程第８、承認第23号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の変更）、日程第９、承認第24号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の認定）、以上の２か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、日程第８、承認第23号、日程第

９、承認第24号については一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行うことに決しました。

○議長（中山　哲君）　日程第８、承認第23号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の変更）、日程第９、承認第24号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の認定）、以上２か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　承認第23号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の変更）について、承認第24号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の認定）について、一括して専決処分内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、宮城県王城寺原補償工事事務所が事業主体で実施しております漏水対策事業（八原ため池）に伴い、区域内における町道路線の変更、認定するものでございましたが、１月会議において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処分したもので、同条第３項の規定により、これ報告し承認を求めるものでございます。

初めに、町道路線の変更について、審議資料の29ページを御覧ください。

図面番号①の八原一号線ですが、起点、王城寺字権三前三番62番地の１から、終点、王城寺字八原28番地の９までの延長1,547.7メーターの区間を、起点は変わらず、新終点、王城寺字八原29番地の１までとし、区間延長1,372.2メーターとするものです。

図面番号②の八原二号線ですが、起点、王城寺字横内四番41番地から、終点、王城寺字弘台堂６番地までの延長2,766.6メーターの区間を、起点は変わらず、新終点、王城寺字八原28番地の９までとし、区間延長923.7メーターとするものです。

次に、図面番号③の北花川二号線ですが、起点、王城寺字八原80番地の33から、終点、王城寺字八原80番地の45までの区間延長568メートルの区間を、終点は変わらず、新起点、王城寺字八原80番地の35からといたし、区間延長を419.7メーターとするものです。

次に、町道路線の認定について、審議資料の30ページを御覧ください。

図面番号①ですが、起点、王城寺字八原28番地の９から、終点、王城寺字弘台堂６番地までの総延長1,361.7メーターの区間とし、幅員は３メーターから４メーターとなっており、路線番号を3428、路線名を八原二号線とするものです。

以上、道路法第10条第３項の規定に基づき、認定路線の変更、道路法第８条第２項の規定に基づき、認定路線の認定するものでございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより承認第23号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の変更）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　続いて、承認第24号専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の認定）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１０　承認第２５号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第７号））

○議長（中山　哲君）　日程第10、承認第25号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第７号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　承認第25号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第７号））について、専決処分内容を御説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和８年色麻町議会定例会１月会議に提出した令和７年度色麻町一般会計補正予算（第７号）について、議会において議決すべき事件が議決されなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、別紙のとおり専決処分を行ったもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案書105ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ6,796万9,000円を追加し、予算総額を50億5,430万7,000円といたしました。

まず、歳出から御説明申し上げます。

今回の補正は、各款項に人件費が増額となっておりますが、１月23日に御承認賜りました承認第13号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正から、承認第16号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正までの条例改正による人事院勧告に伴う人件費等でございまして、一般会計、特別会計及び事業会計への繰出金を含め、合計で2,105万8,000円の増額となりました。

それでは、人件費以外の主なものを中心に御説明させていただきます。

議案書114ページを御覧ください。

併せまして、別途お配りいたしております参考資料、承認第25号関係、令和７年度重点支援地方交付金実施計画概要を御覧ください。

第２款総務費は、１項総務管理費10目地域活性化対策費で、ふるさと納税関係報償費120万円の増などとなっております。

議案書116ページを御覧ください。

第３款民生費は、２項児童福祉費１目児童福祉総務費で、参考資料事業№１、新生児特別定額給付金事業として、令和７年４月１日以降に生まれた子供１人当たり10万円を支給するため、新生児特別定額給付金220万円の増。

議案書117ページに移りまして、７目物価高対応子育て応援手当支給事業費は、ゼロ歳から高校３年生までの子供１人当たり２万円を支給するため、物価高対応子育て応援手当1,652万円の増などとなっております。

議案書118ページを御覧ください。

第４款衛生費は、４項水道費１目水道事業費で、参考資料事業№２、水道事業会計負担金その２といたしまして、令和８年２月、３月請求分の水道料基本料金を２か月分減免するため、水道事業会計負担金828万9,000円を増額するものでございます。

議案書119ページを御覧ください。

第６款農林水産業費は、１項農業費５目農地費で、月崎・清水地区経営体育成基盤整備事業費の変更により、月崎・清水地区経営体育成基盤整備事業負担金1,593万円の増額となっております。

議案書121ページを御覧ください。

第10款教育費は、２項義務教育学校費２目教育振興費で、参考資料事業№３、がんば

る受験生応援事業補助金として、高校受験を控える子供のいる家庭に対し１人当たり１万円を給付するもので、51万円の増額となっております。

議案書122ページを御覧ください。

４項保健体育費は、５目学校給食センター管理費で、参考資料事業№.４、給食費高騰対策事業その２で、給食に係る賄い材料費の価格高騰分について、保護者の負担額を据え置くため、賄い材料費167万3,000円の増などとなっております。

議案書123ページを御覧ください。

第14款予備費は２万5,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、議案書112ページにお戻り願います。議案書112ページになります。

歳入でございますが、第15款国庫支出金は合計で2,906万9,000円の増額で、歳出でも御説明申し上げましたが、ゼロ歳から高校３年生までの子供１人当たり２万円を支給するための財源といたしまして、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1,652万円の増。

５目総務費国庫補助金は、エネルギー食料品価格等の物価高騰対策に対する財源として、参考資料事業№.１から事業№.４の事業を実施するための財源としまして、重点支援地方交付金1,242万2,000円の増額となっております。

第19款繰入金２項基金繰入金は、人事院勧告に伴う人件費等に対応するため、財政調整基金から2,300万円を繰り入れ、充当したところでございます。このことにより、今年度の予算上の繰入額を４億2,600万円としたところでございます。

第22款町債は、１項町債２目農林水産業債で、月崎・清水地区経営体育成基盤整備事業の事業費の変更により、経営体育成基盤整備事業債1,590万円の増額となっております。

議案書108ページにお戻り願います。

第２表債務負担行為補正ですが、公共施設に係る警備業務の委託について、期間を令和７年度から令和12年度まで、限度額を１億4,610万円、１か件を追加するものであります。

議案書109ページを御覧ください。

第３表地方債補正ですが、経営体育成基盤整備事業債で当初設定いたしておりました借入限度額100万円を1,690万円に変更するものでございます。

以上、令和７年度色麻町一般会計補正予算（第７号）の概要を申し上げました。

よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の御説明とさせていただきます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　質疑をさせていただきます。

かなり項目ありますので、一つ一つ丁寧にお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、資料の議案書118ページ、水道事業費、参考資料の事業№.２かな、これね。

ここで、第６号補正でもありました。今回７号補正でも、エネルギー重点に対しての補助金を出すということで交付金発行しております。

ただちょっと気になるのが、６号で11月、12月、７号でなぜか知りませんが２月、３月という形で今回つけたと。何かここに意図があるのか。１月という部分は考えてなかったのか。

というのは、事業としての継続性、即効性、あとは有効性を考えた上で、それが適正だったのかどうか、その点、町としての考えをお尋ねしておきたいかなと。まず１点。

２点目につきまして、議案書122ページ、ここにおきまして教育費の部分、学校給食センター管理費、賄い材料費でここもついております。補正の７号にも載っております。給食事業費についてその２ということで。

物価が高い中で出してるということは十分承知してるんですが、一点ここで一般財源25万円、保護者以外の教員の分というのが出ております。本来であれば６号議案でもこれがついてたんではないかなと思うんですが、教員分は６号議案にはない。７号議案について、教員の分も含むと。この格差というものは何か意図があったのか。

当初これ見ますと、国から来てる国庫の予算費を見ますと、１億何がし残金残っておりますんで、６号でも提案はできたんではないのかなと思われます。そういった部分がどういう意図で今回やるのか。

その２点、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　まず、１問目の水道料の基本料金の減免の件でございます。

何か意図があったのかという御質問だったかと思いますけれども、まず補正予算６号時点の段階ではですね、国のほうから示されております重点支援交付金の枠、これは使い切った形での助成の内容、決定であったということでございまして、その後にですね、追加で、今回、色麻町でいいますと、令和７年度、国においての令和７年度の補正予算というのが１億2,118万3,000円、これ皆様のお手元に参考資料でお配りしておりますもののですね、下のところに、予算のですね、限度額についてという参考資料をつけておりますけれども、この段階で初めてですね、追加で色麻町に１億2,118万3,000円という額のですね、交付額が支給されるということが判明いたしました。

その段階でですね、まず一番必要な、助成が必要な、もしくは給付が必要なところはどこかということをここの段階から判断をしたということでございまして、相原議員御指摘のとおりですね、継続性を持ったほうがよかったんではないかという御指摘だと思いますけれども、この段階でですね、最短で判断できる時間を、その段階で判断したというのが正直なところでございまして、この２月、３月請求分というのはですね、実際の利用月で言いますと、12月・１月分、２月については12月・１月分、３月につきまし

ては１月・２月分ということで、示されてからすぐに決定をしてですね、実行した結果がこの２月、３月分の請求分を減免するという決定になったということでございまして、できれば詰めたほうがよかったというのは御指摘のとおりなんですけれども、判断を急いだ結果ではございますが、２月、３月分の請求分、ここが最短の減免の期間だったということでございます。

以上でございます。

○議長（中山　哲君）　学校給食センター所長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　学校給食センター所長です。

では、賄い材料費の部分についてお答えいたします。

まず、６号補正段階で上がっております、給食費の部分253万8,000円でございますが、こちらに関しても基本的に児童生徒保護者負担分のみとなってございます。

こちらに関しましては、当初予算の段階におきまして物価高騰分として見ていた分、そのうちの児童生徒分の財源を変更かけたのが６号段階でございます。

一方、７号におきまして全体事業費167万3,000円でございますが、こちらに関しましては、７号補正として出しました全体の賄い材料費の増額分、うち重点支援地方交付金、いわゆる保護者のほうを負担軽減のために使える重点支援金を充当したのがうちの児童生徒分142万3,000円でございまして、そこからそれ以外となります検食を行う職員、そういった方々の給食費の分25万円分に関しましては、一般財源として措置したものでございます。

以上です。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　今、説明を承って御理解できる部分のものもございます。

水道事業におきましては、当初６号議案のときにはマックス、ある分だけ取りあえず早急性で出そうとということで全て出したと。

今回の７号、これが判明した時点で早急を考えてやったということで、理由は分かりました。

ただ、給食費につきましては、あくまでも重点地方交付金ということで、父兄の方々、児童に対してということは十分分かるんですよ。

ただ、ここに一般財源をなぜ学校の先生の分までこれをつけたのかという意図的、それを重点施策するんであれば６号でもやってもよかったんじゃないのかと、一般財源でございますので。

今回なぜここに一般財源を加味して出さなくなかったのか。その意図、根拠、今一度分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　学校給食センター所長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　一般財源で25万円で措置しております教職員、また検食を行う職員、そちらの分の高騰分に対する措置でございますが、重点支援地方交付金を充当する部分ではない。

一方で、今回この25万円に該当する方々というのは、職務において給食を取って、もしくは特に教職員においては、給食指導という場において給食を取りながら、いわゆる、指導の教材とまで言ってしまうと言い過ぎかもしれませんが、そういった場面で給食を食べられている方、そういった方々でございます。

基本的に物価高騰分以外の部分は、そういった方々自費負担で食べていただいているわけでございますが、そういった方々の負担が過剰にならないように、今回一般財源ということでその部分の物価高騰分については町で措置する、そういった考えで進めておりました。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　町で措置するという答弁でございます。

しからば６号補正案のときにでもできたんではないかなと。なぜ今回７号で一般財源を25万円つけたのか。

要は事業としての一貫性、これその１、その２でございますので、一貫性のあるものとして私は捉えてるんですよ。

そういったところをどのように考えて、給食センター長は今回の予算措置をしたのかなということでお尋ねするんですよ。果たしてその答弁で一貫性、その根拠が成り立つのかどうか、ちょっと疑問視があるもんですから、今回どうしてもここでつけなくてはいけなかったという部分が多分あると思ったんでお尋ねしました。

再度その点について、今一度答弁を求めたいと思います。

○議長（中山　哲君）　学校給食センター所長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに事業の金額は違うものの、何ていうんでしょう、形という部分ではですね、確かに６号で行った部分、その２として７号で行った部分について、６号はあくまで対象を児童生徒の分だけの数字が載っております。

ただ一方で、一般財源で教職員、また検食を行う職員の分については、既に一般財源措置しておる部分でございましたので、いわゆる児童生徒の分だけを取り出して事業として載っているのが６号。そして今回、７号補正として増額補正した金額全体を事業として取り出して、その財源内訳として、重点支援地方交付金と25万円、両方載っているのが今回の７号という形でございましたので、若干載せるべき事業の取り出し方の部分でちょっと相違があったかもしれませんが、ただあくまでこの今回７号の補正のほうですね、に関しまして増額補正という形で表に出てきている数値167万3,000円、そちらを全体の事業費として、うち重点支援金を142万3,000円、そして25万円一般財源措置したんだという形で整理しておるという形で御理解賜ればと思います。

○議長（中山　哲君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午前１０時５７分　休憩

午前１１時１４分　再開

○議長（中山　哲君）　休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

日程第１１　承認第２６号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号））

○議長（中山　哲君）　日程第11、承認第26号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　承認第26号専決処分の承認を求めることについて。

承認第26号令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、専決処分の内容の御説明いたします。

今回の専決処分は、令和８年色麻町議会定例会１月会議に提出した令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処分を行ったもので、同条第３項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案書125ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ８億2,856万6,000円とするものであります。

さきに歳出から御説明いたします。

議案書131ページを御覧ください。

第１款第１項１目一般管理費では、色麻町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額で５万7,000円の増額といたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

議案書130ページを御覧ください。

第６款第１項１目一般会計繰入金では、一般会計繰入金の人件費分として不足する５万7,000円を増額し、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の内容の御説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１２　承認第２７号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））

○議長（中山　哲君）　日程第12、承認第27号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　承認第27号専決処分の承認を求めることについて。

承認第27号令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、専決処分の内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分は、令和８年色麻町議会定例会１月会議に提出した令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処

分を行ったもので、同条第３項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案書133ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ１億1,728万9,000円とするものであります。

さきに歳出のほうから説明いたします。

議案書139ページを御覧ください。

第１款第１項１目一般管理費では、色麻町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額で、22万5,000円の増額といたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

議案書138ページを御覧ください。

第２款第１項１目事務費繰入金では、事務費繰入金の人件費分として不足する22万5,000円を増額し、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の御説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１３　承認第２８号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第３号））

○議長（中山　哲君）　日程第13、承認第28号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第３号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（髙橋康起君）　承認第28号専決処分の承認

を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第３号））の専決処分の内容につきまして御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和８年色麻町議会定例会１月会議に提出した令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

議案書141ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ103万7,000円を追加し、予算総額を９億2,556万円といたしました。

さきに歳出から申し上げます。

議案書147ページを御覧ください。

第１款総務費第１項総務管理費と第５款地域支援事業費第１項一般介護予防事業費、第２項包括的支援事業・任意事業費で、人事院勧告に伴う給与条例の改正による人件費の増額分といたしまして103万7,000円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書146ページを御覧ください。

第７款繰入金第１項他会計繰入金で、事務費繰入金として不足する103万7,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げ、専決処分の内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１４　承認第２９号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号））

○議長（中山　哲君）　日程第14、承認第29号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（髙橋康起君）　承認第29号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号））の専決処分の内容につきまして御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和８年色麻町議会定例会１月会議に提出した令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

議案書149ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、予算総額を654万9,000円といたしました。

さきに歳出から申し上げます。

議案書155ページを御覧ください。

第１款サービス事業費第１項居宅介護支援事業費では、人事院勧告に伴う給与条例の改正による人件費の増額分といたしまして、12万1,000円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書154ページを御覧ください。

第２款繰入金第１項一般会計繰入金として、不足する12万1,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げ、専決処分の内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１５　承認第３０号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第３号））

○議長（中山　哲君）　日程第15、承認第30号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第３号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　承認第30号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第３号））につきまして、専決処分内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、人事院勧告に伴う給与条例等の改正による人件費と、今年度借り入れた事業債の利息と債務負担行為に基づく補正でございましたが、１月議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

初めに、収益的支出から御説明申し上げます。

議案書157ページをお開き願います。

第２条、予算第３条に定めました収益的支出の予算の予定額を３億6,550万9,000円といたしました。

議案書160ページをお開き願います。

第１款下水道事業費用第１項営業費用第４目総係費では、給料などで47万6,000円の増額といたしました。

第２項営業外費用第１目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息17万8,000円の増額といたしました。

第４項第１目予備費で65万4,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

第１款資本的収入第３項第１目他会計負担金で、17万8,000円増額いたしました。

戻りまして、158ページをお開き願います。

第３条、予算第４条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億368万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

調整額555万7,000円、過年度分損益勘定留保資金868万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,005万6,000円、建設改良積立金938万8,000円で補塡するものといたしました。

次のページを御覧ください。

第４条、予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加することといたし、役場分庁舎に関わる警備業務の委託でございます。

第５条、予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費につきましても47万6,000円増額といたしました。

第６条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を２億7,798万4,000円に改めることといたしました。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１６　承認第３１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町水道事業会計補正予算（第４号））

○議長（中山　哲君）　日程第16、承認第31号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町水道事業会計補正予算（第４号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　承認第31号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町水道事業会計補正予算（第４号））について、専決処分内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、人事院勧告に伴う給与条例等の改正による人件費と、

今年度二度目になりますが、物価高騰対策として一般家庭における水道使用料２か月分の基本料金免除と債務負担行為に基づく補正でございましたが、１月議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

議案書164ページをお開き願います。

第２条、予算第３条に定めました収益的収入及び支出の予算の予定額を１億8,779万円といたしました。

議案書166ページをお開き願います。

収入から御説明いたします。

第１款水道事業収益第１項営業収益第１目給水収益において、水道使用料828万9,000円の減額。

第２項営業外収益第５目他会計補助金で、一般会計補助金828万9,000円の増額といたしました。

次に、支出について。

第１款水道事業費用第１項営業費用第１目原水及び浄水費では、給料などで43万9,000円の増額。

次のページを御覧ください。

第４目総係費では、給料などで47万5,000円の増額。

第４項第１目予備費で91万4,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

戻りまして、165ページをお開き願います。

第３条、予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加することといたし、役場分庁舎に関わる警備業務の委託でございます。

第４条、予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費につきましても91万4,000円増額といたしました。

第５条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,655万8,000円に改めることといたしました。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１７　報告第１号　専決処分の報告について（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第８号））

○議長（中山　哲君）　日程第17、報告第１号専決処分の報告について（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第８号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　報告第１号専決処分の報告について（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第８号））につきまして、報告内容の御説明を申し上げます。

議案書３ページを御覧ください。

今回の専決処分につきましては、令和８年１月23日衆議院が解散し、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が１月27日公示、２月８日に執行されることにより、令和７年度色麻町一般会計予算に変更が生じましたので、地方自治法第180条第１項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第２条の規定により、令和８年１月23日、別紙のとおり専決処分を行ったものでございます。

議案書４ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ615万1,000円を追加し、予算総額を50億6,045万8,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。

議案書９ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は、３項委託金合計で615万1,000円の増額で、衆議院議員選挙費委託金614万9,000円の増、最高裁判所裁判官国民審査費委託金2,000円の増となっております。

次に、歳出に移ります。

議案書10ページを御覧ください。

第２款総務費は、４項選挙費合計で615万1,000円の増額で、主なものは１節報酬で、期日前投票所投票立会人報酬24万円の増、３節職員手当等は、時間外勤務手当96万6,000円の増、投票事務従事者手当154万円の増、議案書11ページに移りまして、11節役務費は、入場券郵送料48万4000円の増などとなっております。

12節委託料は、ポスター掲示場設置委託料39万2,000円の増、投票用紙読み取り分類機設定委託料32万5,000円の増などとなっております。

以上、専決処分の概要について報告させていただきました。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、報告内容の御説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第１８　議案第２２号　令和７年度色麻町一般会計補正予算（第９号）

○議長（中山　哲君）　日程第18、議案第22号令和７年度色麻町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君）　議案第22号について説明を申し上げたいと思います。

今回の補正は、予算総額の増減はございませんで、債務負担行為の追加のみの補正ということになります。

議案書13ページを開いていただきます。

今回追加する地元支援商品券事業でありますけれども、国の経済対策に関する令和７年度補正予算が令和７年12月16日に成立したことを受け、物価高の影響を受ける生活者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を財源として地元支援商品券、本町では「活Ｐａｙ券」というふうに申しておりますけれども、町民１人当たり１万5,000円を配布する計画としております。

よって、物価高に苦しむ生活者へ、早期に商品券を配布できるよう準備を進めるため、令和７年度から令和８年度までの期間で、限度額9,625万5,000円の債務負担行為を設定するものであります。

以上、令和７年度色麻町一般会計補正予算（第９号）の概要を申し上げました。よろしく御審議を賜りますようにお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　それでは、議案書13ページ、第１表債務負担行為補正、質疑ありませんか。６番河野　諭議員。

○６番（河野　諭君）　先ほど町長から説明を受けて大体分かりましたが、町民の方もここは関心度の高いところだと思います。１人当たり１万5,000円を配布するということでありますが、これはいつ頃配布されるものなのかお聞きします。

○議長（中山　哲君）　地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君）　お答えいたします。

まず、この予算でございますね、御可決いただきましたなら、早速２月中に商工会、あるいは郵便局と関係契約を締結するという動きになります。

そして、３月、４月にこの加盟店の募集、あるいはチラシの作成、商品券印刷発注ということで、３月、４月ということでございますので、５月中には配送をさせていただく。６月からの使用という想定でございます。（「はい、了解」の声あり）

○議長（中山　哲君）　ほかに質疑ありませんか。５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　提案者に何点か御質問させていただきたいと思います。

今回、先ほどの重点支援地方交付金の、約、今残っていらっしゃる１億何がしというお金をこれに充当するということは理解できます。

１人頭１万5,000円何がし、事務手数料を入れて9,600万円、ほぼマックス使うと。

まず、この使える商店、どこまでを入れて、どのように考えているのか、一点お尋ねしておきたいなと思います。

また、この重点支援地方交付金の使途からしますと、早急に配布するものではないかなと。今、お話を聞いていると、商工会と２月打ち合わせをして、印刷をして、６月から使える。約半年も後の話と、早急性、効果性からするとどうなのか。その上で、なぜ商品券にしたのか。現金の給付もあってもよかったんではないかと。この商品券にする意図、そこにどれだけのメリットがあるのか、そういった部分を執行部としてはどう判断したのかを、まずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　町長。

○町長（早坂利悦君）　使える商店については、いろいろ、今、吟味中ということで、まだ決定しておりません。

商品券の意義ということでありますけれども、やはり商工会ということをも意識しなくちゃなりません。ということで、まず本町の商店関係はまず使えるということが第一でありまして、それだけにとどまらず考えなくちゃならないかなということで、今まだ審議中ということであります。

それから、時期として早急に配布したいという気持ちはあるわけですけれども、今言った、さっき課長のほうから答弁したように、これからの手続関係があるわけですので、そうしますと、最大早くて使える時期が６月かなと、５月中には配布するということに、これは最短だというふうに思っています。

ですので、町民の皆さんには、この間ちょっとお待ちいただかなくちゃなりませんけれども、そういうことで、現金ということになりますと、これは何に使ってもいいことになりますので、現金ということは意識しませんでした。あくまでも本町の商店ということも含めて、商品券ということで判断をしたということであります。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　いや、先ほどね、こういう答弁あったんです。説明あったんです。生活者支援のための商品券ですよと、町長は述べられています。

生活者が利用しやすい、要は受益者が使いやすいものというのはどういったものか。今、物価高騰、いろいろエネルギー問題、学校の給食費、様々先ほど出ましたけども、やっぱり食料費関係、そこが一番大きいんじゃないのかなと。

そういったところで、本町における商店街だけで賄えるものなのか。５月まで待つというのはそれだけの広範囲を利用できるものにしなければ意味がないんではないかなと思うんですよ。そういった考えをここでしっかり示していただきたい。ただ単に債務負担行為で、商品券で使うんでお待ちくださいということでは、町民の方はどのくらいのものなのかと、多分不安視はあると思います。その点を提案者としてはどのように考えているのか。再度答弁を求めたいと思います。

○議長（中山　哲君）　町長。

○町長（早坂利悦君）　今質問あったように、確かに生活者の方々から言えば、食料品ということは当然意識されるわけですので、そのことも踏まえてどの程度までに使ったらいいかということを、今、審議中だということで、当然そのことも意識して使えるようにしたいというふうには思っております。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　ですから、どの範囲で使えるかを提案者はどのくらいの程度で今考えてるかということを聞いてるんです、私。考えがこれから煮詰めますよという話ではなく、これをつくった時点である程度想定は考えていらっしゃると思ってるんで聞いてるんですけども、いかがですかっていうこと。

３回目ですから、もししっかりした考えあればお示しください。

○議長（中山　哲君）　町長。

○町長（早坂利悦君）　少なくとも加美郡内ということでございます。

○議長（中山　哲君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９　議発第２号　全国一律賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）

○議長（中山　哲君）　日程第19、議発第２号全国一律賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。４番小松栄喜議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。４番小松栄喜議員。

〔４番　小松栄喜君　登壇〕

○４番（小松栄喜君）　議発第２号、全国一律最低賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）。

標記意見書案を別紙のとおり提出する。

令和８年１月23日提出。

提出者議員、小松栄喜。

賛成者議員、山田康雄。賛成者議員、河野　諭。賛成者議員、西村義隆。

全国一律最低賃金の創設と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書（案）。

今、長引く物価上昇のもとで国民、県民の暮らしと経済に深刻な影響を与えています。国民生活に大打撃を与えており、一層暮らしと地域経済に深刻な影響が生じることが懸念されます。

こうした中で、国民の暮らしを支える施策の実施と賃金の引上げによる経済対策が切実に求められています。

政府が経済対策としても位置づけした最低賃金の引上げについて、宮城県の最低賃金は2025年10月４日に65円引き上げられ1,038円となりました。しかし、この引上げ額では物価上昇が続くもとで暮らしを支える引上げになっていません。特に時給で働く若年者、女性、高齢者の時間で計算した場合、月額は18万404円（1,038円掛ける173.8時間）、年額で216万4,852円です。月150時間では15万5,700円、年額186万8,400円になります。そこから税金などの引き去りがあります。

これでは年収200万円以下の「働く貧困」（ワーキングプア）におかれ、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものにはなりません。

また、現在の最低賃金制度は、ＡランクからＣランクで格付けされ、賃金水準に格差が生じています。このことによって、労働者はより賃金が高い都市部へ転出する原因にもなっていることが指摘されています。現在、宮城県は転出超過県になっています。人

口減少を食い止め、持続可能な地域をつくる上でも地域経済の主役である中小企業の経営を支える助成制度を拡充し、賃上げできる環境整備づくりを政府主導で進めながら、ランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度を創設すべきと考えます。

最低賃金の引上げに伴う賃金の底上げは、生活保護基準、年金、農家の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限等にも波及し、地域経済と日本経済の発展につながるものと考えます。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

１、政府は、国民生活の向上のため、生活できる最低賃金にするため大幅引上げを行うこと。

２、政府は、全国一律最低賃金制度の創設、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

３、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引下げを実現すること。

宮城県色麻町議会議長、中山　哲。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（中山　哲君）　以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書は、本町議会の機関意思決定として、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

○議長（中山　哲君）　以上をもって、令和８年色麻町議会定例会１月第２回会議に付さ

れた案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日１月27日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、明日１月27日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前１１時５８分　散会